

財 関 第 7 5 9 号
平成 24 年 7 月 24 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長
柴生田 敦夫

関税率表解説及び分類例規の一部改正について

関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日付財関第 1318 号）及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日付蔵関第 1299 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、平成 24 年 8 月 1 日以降申告される貨物について適用されたい。

記

第 1 関税率表解説の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 分類例規の一部を次のように改正する。

（第 1 部（国際分類例規）の一部改正）

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

改正の概要（平成 24 年 8 月 1 日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 17 類総説	糖類の調製品	第 17 類に含まれる砂糖又は糖みつの調製品の範囲を明確化。
第 17.01 項	飲料製造用の調製品	砂糖の特性を失った飲料製造用の調製品が第 17.01 項から除外される旨を明確化。
第 21.06 項	飲料製造用の調製品	第 21.06 項に含まれる飲料製造用の調製品の例示を追加。
第 22.07 項	エチルアルコール	第 22.07 項に含まれるエチルアルコールの範囲を明確化。
第 30.02 項	抗体フラグメント	第 30.02 項に含まれる抗体フラグメントの範囲を明確化。
第 38.24 項	二つの異なった有機化合物の異性体の混合物	ポリスチレン樹脂の重合剤として用いられる物品に係る記載を明確化。
第 59.06 項	ゴムと紡織用繊維の織物類を結合したもの	ゴムと紡織用繊維の織物類を結合した物品のうち、59.06 項から除外されるものの範囲を明確化。
第 71 類	タルク	第 71.03 項に該当する貴石及び半貴石の一覧表からタルクを削除。
第 7308.30 号	鋼製の防犯ドア	第 7308.30 号に各種の住宅に使用する鋼製の防犯ドアが含まれる旨を明確化。
第 83.03 項	鋼製の防犯ドア	第 83.03 項には各種の住宅に使用する鋼製の防犯ドアを含まない旨を明確化。
第 87 類	未完成の車両	第 87 類に含まれる未完成の車両について、組み立ててあるかないかを問わない旨を明確化。
第 94.01 項	腰掛け	第 94.01 項に音声システム等を自蔵する腰掛けが含まれる旨を明確化。
第 95.04 項	腰掛け	第 95.04 項には音声システム等を自蔵する腰掛けを含まない旨を明確化。

改正の概要 (平成 24 年 8 月 1 日適用)

分類例規第 1 部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 1902.20 号	えびワンタン(調製品)	シュリンプ入りパスタ(えびワンタン)と濃縮スープから成る調製品につき、パスタとして第 1902.20 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 1902.20 号	えびワンタン(セット)	シュリンプ入りパスタ(えびワンタン)と小袋入り粉末スープから成るセットにつき、第 1902.20 号に分類(通則 1、2(b)、3(b)及び 6)。
第 2841.90 号	二酸化コバルトリチウム(LiCoO ₂)	一般にリチウム・イオン蓄電池の正極に用いられる粉末の二酸化コバルトリチウムにつき、その他のオキソ金属酸塩として第 2841.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3808.91 号	抗寄生虫ローション	デパレスリン 1.8%、ピペロニルブトキシド 7.2%等を含有する頭皮のしらみ除去用の調製品につき、殺虫剤として第 3808.91 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3808.91 号	抗寄生虫ローション	ベルメトリン 1.0%、マラチオン 0.5%等を含有する頭皮のしらみ除去用の調製品につき、殺虫剤として第 3808.91 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6802.99 号	ステアタイト(ソープストーン)で作られた箱	装飾品として使用されるステアタイト(ソープストーン)製の箱につき、石の製品として第 6802.99 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 7308.30 号	住宅に使用する鋼製の防犯ドア	鋼製の外部パネル等の部品から成る住宅用の防犯ドアにつき、鋼製の戸として第 7308.30 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8435.10 号	遠心分離式ジュースー	商業用に設計された遠心分離式ジュースーにつき、飲料の製造用の機械として第 8435.10 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8438.60 号	野菜調製機	商業用に設計された野菜調製機につき、果実、ナット又は野菜の調製業用の機械として第 8438.60 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8438.80 号	乳化用ミキサー	商業用に設計された乳化用ミキサーにつき、飲食料品の調製業用又は製造業用の機械として第 8438.80 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8516.29 号	ガス電気併用式の暖房機器	3つのガス加熱板及び1つの電気加熱管を有する暖房機器につき、電気式の暖房機器として第 8516.29 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8703.23 号	自動車の構成部品(共に提示され、かつ、組み立ててないもの)	1台の完成した四輪自動車を組み立てるための全ての部品から成る物品につき、未組み立ての乗用自動車として第 8703.23 号に分類(通則 1、2(a)及び 6)。
第 8711.20 号	モーターサイクルの構成部品(共に提示され、かつ、組み立ててないもの)	同一の型式のモーターサイクルの構成部品につき、未組み立てのモーターサイクルとして第 8711.20 号に分類(通則 1、2(a)及び 6)。
第 9401.61 号	腰掛け	音声システム等を内蔵する木製フレームの腰掛けにつき、腰掛けとして第 9401.61 号に分類(通則 1 及び 6)。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 17 類 糖類及び砂糖菓子</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>この類には、糖類（例えば、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖、果糖）を含むほか、糖水、人造はちみつ、カラメル、砂糖の抽出又は精製の際に生ずる糖みつ及び砂糖菓子を含む。この類の固体の砂糖及び糖みつは、<u>砂糖又は糖みつとしての本来の特性を保持している限り、着色料、香味料（例えば、くえん酸又はバニラ）又は人工甘味料（例えば、アスパルテーム又はステビア）を加えてあってもよい。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>17.01 甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>糖の水溶液からなる甘しや糖又はてん菜糖の糖水是、香味料又は着色料が加えられていない場合には 17.02 項に属し、加えられている場合には 21.06 項に属する。</p> <p><u>この項には、また、飲料の製造に使用する種類の固体状（粒状又は粉末状のものを含む。）の調製品で、砂糖の特性を失ったものを含まない（21.06）。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">第 17 類 糖類及び砂糖菓子</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>この類には、糖類（例えば、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖、果糖）を含むほか、糖水、人造はちみつ、カラメル、砂糖の抽出又は精製の際に生ずる糖みつ及び砂糖菓子を含む。この類の固体の砂糖及び糖みつは、<u>香味料又は着色料を加えてあってもよい。</u></p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>17.01 甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>糖の水溶液からなる甘しや糖又はてん菜糖の糖水是、香味料又は着色料が加えられていない場合には 17.02 項に属し、加えられている場合には 21.06 項に属する。</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p style="text-align: center;">第 21 類 各種の調製食料品</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>21.06 調製食料品（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p style="text-align: center;">第 21 類 各種の調製食料品</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>21.06 調製食料品（他の項に該当するものを除く。）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (省 略)	改正前 (同 左)
<p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) テーブルクリーム、ゼリー、アイスクリームその他これに類する調製品製造用の粉末（甘味を付けてあるかないかを問わない。） ココアを加えてあるかないかを問わず、穀粉、ミール、でん粉、麦芽エキス又は 04.01 項から 04.04 項までの物品をもととした粉末は、ココアの含有量により 18.06 項又は 19.01 項に属する（19 類の総説参照）。その他の粉末は、ココアを含むものは 18.06 項に属する。甘味料として使用する香味付け又は着色した糖類の性格を有する粉末は、17.01 項又は 17.02 項に属する。</p> <p>(2) ～ (16) (省 略)</p> <p><u>(17) 飲料の製造に使用する種類の粒状又は粉末状の調製品で、砂糖、香料又は着色料（例えば、植物エキス又はオレンジ、ブラックカーラント等のある種の果実若しくは植物等）、酸化防止剤（例えば、アスコルビン酸若しくはくえん酸又はこれらの両方）、保存料等から成るもの。ただし、砂糖の特性を有する調製品は 17.01 項又は 17.02 項に属する。</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) テーブルクリーム、ゼリー、アイスクリームその他これに類する調製品製造用の粉末（甘味を付けてあるかないかを問わない。） ココアを加えてあるかないかを問わず、穀粉、ミール、でん粉、麦芽エキス又は 04.01 項から 04.04 項までの物品をもととした粉末は、ココアの含有量により 18.06 項又は 19.01 項に属する（19 類の総説参照）。その他の粉末は、ココアを含むものは 18.06 項に属する。<u>レモネード及びこれに類する物品の調製に使用する香味付け又は着色した糖類の性格を有する粉末は、17.01 項又は 17.02 項に属する。</u></p> <p>(2) ～ (16) (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>(同 左)</p>
<p>第 22 類 飲料、アルコール及び食酢</p> <p>(省 略)</p> <p>22.07 エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が 80%以上のものに限る。)及び変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない。)</p> <p>(省 略)</p> <p><u>発酵酒及びアルコール飲料は、ある種の糖類を酵母又はその他の酵素により発酵させて得たエチルアルコールを含有する。22.07 項又は 22.08 項のエチ</u></p>	<p>第 22 類 飲料、アルコール及び食酢</p> <p>(同 左)</p> <p>22.07 エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が 80%以上のものに限る。)及び変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない。)</p> <p>(同 左)</p> <p><u>エチルアルコールは、ビール、ワイン、りんご酒その他の酒類に含まれているアルコールである。これはある種の糖類を酵母又はその他の酵素により</u></p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>ルアルコール（変性させてないものに限る。）は、発酵した製品をその特性を失わせる程度に精製（例えば、蒸留、ろ過等）したもので、無色透明で、発泡性がなく、エチルアルコールの香り及び味のみを有する。エチルアルコールは合成によっても得られる。</u></p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、ニュートラルスピリッツを含む。ニュートラルスピリッツは、一次蒸留して得たもののなかに存在する副次成分（高級アルコール、エステル、アルデヒド、酸等）を殆ど完全に精製工程（例えば、<u>分別蒸留</u>）により除去して得られる水を含有するエチルアルコールである。</p> <p>（省 略）</p>	<p><u>発酵させ次いで蒸留して得られるか又は合成によって得られる。</u></p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、ニュートラルスピリッツを含む。ニュートラルスピリッツは、一次蒸留して得たもののなかに存在する副次成分（高級アルコール、エステル、アルデヒド、酸等）を殆ど完全に<u>分別蒸留</u>により除去して得られる水を含有するエチルアルコールである。</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 30 類 医療用品</p> <p>（省 略）</p> <p>30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。 (A) 及び (B) （省 略） (C) 免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）これらには次の物品を含む。 (1) 免疫血清及び他の血液分画物（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）</p>	<p>第 30 類 医療用品</p> <p>（同 左）</p> <p>30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含む。 (A) 及び (B) （同 左） (C) 免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）これらには次の物品を含む。 (1) 免疫血清及び他の血液分画物（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成18年12月1日財関第1475号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>血清は、血液が凝固した後に分離された液体分画物である。 この項には、特に血液から得られる物品（正常血液からの血清、<u>正常人免疫グロブリン、血液分画物及びその切断型変異体（部分）</u>で酵素の特性又は活性を有するもの、血漿、トロンビン、フィブリノーゲン、フィブリン及びその他の血液凝固因子、血液グロブリン、血清グロブリン並びにヘモグロビン）を含む。このグループには、また、生物工学的方法によって得られた変性ヘモグロビン（例えば、hemoglobin crosfumaril (INN)、hemoglobin glutamer (INN) 及び hemoglobin raffimer (INN) のような架橋したヘモグロビン）を含む。</p> <p>（省 略）</p> <p>（2）免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）</p> <p>（省 略）</p> <p>（b）抗体フラグメント：<u>抗体たんぱく質の活性部分で、例えば特定の酵素切断の方法によって得られる。この種の物品には、一本鎖（s c F v）抗体を含む。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>血清は、血液が凝固した後に分離された液体分画物である。 この項には、特に血液から得られる物品（正常血液からの血清、正常人免疫グロブリン、血漿、トロンビン、フィブリノーゲン、フィブリン及びその他の血液凝固因子、血液グロブリン、血清グロブリン並びにヘモグロビン）を含む。このグループには、また、生物工学的方法によって得られた変性ヘモグロビン（例えば、hemoglobin crosfumaril (INN)、hemoglobin glutamer (INN) 及び hemoglobin raffimer (INN) のような架橋したヘモグロビン）を含む。</p> <p>（同 左）</p> <p>（2）免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）</p> <p>（同 左）</p> <p>（b）抗体フラグメント：<u>抗体たんぱく質の部分で、特殊な酵素切断の方法によって得られる。</u></p> <p>（同 左）</p>
<p style="text-align: center;">第 38 類 各種の化学工業生産品</p> <p>（省 略）</p> <p>38.24 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p>（B）化学品及び化学又はその他の調製品</p>	<p style="text-align: center;">第 38 類 各種の化学工業生産品</p> <p>（同 左）</p> <p>38.24 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（同 左）</p> <p>（B）化学品及び化学又はその他の調製品</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成18年12月1日財関第1475号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省 略)</p> <p>(45) 二つの異なった有機化合物の異性体の混合物：ジビニルベンゼンの異性体（典型的なものは25～80%）とエチルビニルベンゼンの異性体（典型的なものは<u>19～50%</u>）の混合物である。ポリスチレン樹脂の重合剤（<u>ジビニルベンゼンの異性体のみが架橋過程に關与する。</u>）として使用する。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p> <p>(45) 二つの異なった有機化合物の異性体の混合物：ジビニルベンゼンの異性体（典型的なものは25～45%）とエチルビニルベンゼンの異性体（典型的なものは<u>33～50%</u>）の混合物である。ポリスチレン樹脂の<u>架橋剤</u>（<u>両方の異性体が架橋に關与する。</u>）として使用する。</p> <p>(同 左)</p>
<p>第 59 類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類 及び工業用の紡織用繊維製品</p> <p>(省 略)</p> <p>59.06 ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第59.02項のものを除く。）</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a) 及び (b) (省 略) (c) <u>紡織用繊維の織物類とセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの(40.08)。</u>これらの物品と59.06項の類似物品とを区別するための基準については、40.08項の解説(A)参照。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 59 類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類 及び工業用の紡織用繊維製品</p> <p>(同 左)</p> <p>59.06 ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第59.02項のものを除く。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a) 及び (b) (同 左) (c) <u>紡織用繊維の織物類をセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、<u>紡織用繊維の織物類が単なる補強で使用されているもの(40.08)。</u></u>これらの物品と59.06項の類似物品とを区別するための基準については、40.08項の解説(A)参照。</p> <p>(同 左)</p>
<p>第 71 類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属 並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 71 類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属 並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
<p style="text-align: center;">一覽表</p> <p style="text-align: center;">71.03 項に該当する貴石又は半貴石</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">鉱石</th> <th style="width: 50%;">商取引上の名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	鉱石	商取引上の名	(省略)	(省略)	(削除)	(削除)	(省略)	(省略)	<p style="text-align: center;">一覽表</p> <p style="text-align: center;">71.03 項に該当する貴石又は半貴石</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">鉱石</th> <th style="width: 50%;">商取引上の名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>タルク</u></td> <td style="text-align: center;"><u>ステアタイト、ソープストーン（凍石、石けん石）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> </tbody> </table>	鉱石	商取引上の名	(同左)	(同左)	<u>タルク</u>	<u>ステアタイト、ソープストーン（凍石、石けん石）</u>	(同左)	(同左)
鉱石	商取引上の名																
(省略)	(省略)																
(削除)	(削除)																
(省略)	(省略)																
鉱石	商取引上の名																
(同左)	(同左)																
<u>タルク</u>	<u>ステアタイト、ソープストーン（凍石、石けん石）</u>																
(同左)	(同左)																
<p style="text-align: center;">第 73 類 鉄鋼製品</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>73.08 構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第 94.06 項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a) ～ (e) (省略)</p> <p style="text-align: center;">* * * * *</p> <p><u>号の解説</u> <u>7308.30</u> <u>この号には、各種の住宅に使用する鋼製の防犯ドアを含む。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 73 類 鉄鋼製品</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>73.08 構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第 94.06 項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a) ～ (e) (同左)</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>																
<p style="text-align: center;">第 83 類 各種の卑金属製品</p>	<p style="text-align: center;">第 83 類 各種の卑金属製品</p>																

新旧対照表

【関税率表解説（平成18年12月1日財関第1475号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省 略)</p> <p>83.03 卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品</p> <p>(省 略)</p> <p><u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>(a) 各種の住宅に使用する鋼製の防犯ドア (73.08)</u> <u>(b) 火災、衝撃及び破砕に耐えるように特別に設計された容器で、その壁が穴あけ又は切断による破壊攻撃に対して特に大きな抵抗性を示さないもの (94.03)</u></p>	<p>(同 左)</p> <p>83.03 卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品</p> <p>(同 左)</p> <p><u>この項には、火災、衝撃及び破砕に耐えるように特別に設計された容器で、その壁が特に穴あけ又は切断による破壊攻撃に対して大きな抵抗性を示さないものは含まない (94.03)。</u></p>
<p>第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p>(省 略)</p> <p>総 説</p> <p>(省 略)</p> <p>未完成の車両は、<u>組み立ててあるかないかを問わず、それが完成した車両としての重要な特性を有する場合に限り、完成した車両としてその所属を決定する（通則2（a）参照）。</u>例えば、次のような物品がある。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p>(同 左)</p> <p>総 説</p> <p>(同 左)</p> <p>未完成の車両は、それが完成した車両としての重要な特性を有する場合に限り、完成した車両としてその所属を決定する（通則2（a）参照）。例えば、次のような物品がある。</p> <p>(同 左)</p>
<p>第 94 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション その他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具 (他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、 発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p>	<p>第 94 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション その他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具 (他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、 発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成18年12月1日財関第1475号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省 略)</p> <p>94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品</p> <p>(省 略)</p> <p>下記の除外例を除くほか、この項には、すべての腰掛け（この類の注2に規定した条件に従う場合に限り、車両用のものを含む。）を含む。例えば、次の物品を含む。安楽いす、ひじ掛けいす、折畳みいす、デッキチェア、幼児用高いす、他の腰掛けの背部に掛けるように設計した子供用の腰掛け（車両用のものを含む。）、グランドファーザーチェア、ベンチ、寝いす（電熱装置を有するものを含む。）、背付き長いす、ソファー、厚く詰物をした長いすその他これに類するもの及びスツール（ピアノ用スツール、製図用スツール、タイプスト用スツール及び二つの機能を有するスツールステップ）、<u>音声システムを自蔵し、かつ、DVD、音楽CD、MP3又はビデオカセットのプレーヤー、ビデオゲーム用のコンソール又は機器及びテレビジョン又は衛星の受信機とともに使用するのに適する腰掛け</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p> <p>94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品</p> <p>(同 左)</p> <p>下記の除外例を除くほか、この項には、すべての腰掛け（この類の注2に規定した条件に従う場合に限り、車両用のものを含む。）を含む。例えば、次の物品を含む。安楽いす、ひじ掛けいす、折畳みいす、デッキチェア、幼児用高いす、他の腰掛けの背部に掛けるように設計した子供用の腰掛け（車両用のものを含む。）、グランドファーザーチェア、ベンチ、寝いす（電熱装置を有するものを含む。）、背付き長いす、ソファー、厚く詰物をした長いすその他これに類するもの及びスツール（ピアノ用スツール、製図用スツール、タイプスト用スツール及び二つの機能を有するスツールステップ）</p> <p>(同 左)</p>
<p>第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(省 略)</p> <p>95.04 ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。 (a) 及び (b) (省 略) (c) 音声システムを自蔵し、かつ、DVD、音楽CD、MP3又はビデオ</p>	<p>第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(同 左)</p> <p>95.04 ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。 (a) 及び (b) (同 左) (新 規)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成18年12月1日財関第1475号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>カセットのプレーヤー、ビデオゲーム用のコンソール又は機器及びテレビジョン又は衛星の受信機とともに使用するのに適する腰掛け（94.01）</u> <u>（d）パズル（95.03）</u></p> <p>（省 略）</p>	<p><u>（c）パズル（95.03）</u></p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>1902.20</u> <u>1. えびワンタン（調製品）</u></p> <p><u>本品は、シュリンプを詰めた pasta（えびワンタン）と濃縮スープから成る調製品である。本品は、冷凍したものであり、小売用のプラスチック容器に入れられている。水を加え、電子レンジで加熱して食する。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p> 	<p>（新規）</p>
<p><u>1902.20</u> <u>2. えびワンタン（セット）</u></p> <p><u>本品は、シュリンプを詰めた pasta（えびワンタン）と小袋入り粉末スープから成るセットである。本品は、冷凍したものであり、小売用の紙容器に入れられている。水と混ぜた粉末スープにワンタンを入れ、加熱調理して食する。</u></p> <p><u>通則1、2（b）、3（b）及び6を適用</u></p> 	<p>（新規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2841.90	<p><u>1. 二酸化コバルトリチウム (LiCoO₂)</u></p> <p>本品は、<u>黒色の粉状であり、一般にリチウム・イオン蓄電池の正極に用いられる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>		(新 規)
3808.91	<p><u>2. 抗寄生虫ローション</u></p> <p>本品は、<u>デパレスリン (depallethrin) 1.8% (有効成分)、ピペロニルブトキシド (piperonyl butoxide) 7.2% (有効成分の相乗剤)、イソドデカン (isododecane) 及び推進剤ガス HFA134a を含有する。本品は、小売用の 125ml のプラスチック瓶に入れたもので、更にそのプラスチック瓶は板紙の箱に入っている。瓶と箱の両方に、本品は頭皮のしらみ並びにしらみの卵及び幼虫 (頭しらみ) の処理に推奨されるものであり、風通しの良い場所で、髪が乾いた状態で頭皮のみに 1 回使用する旨が記載されている。本品を使用した後は、髪に優しいシャンプーで頭を洗いしらみの卵及び幼虫の死骸を除去する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3808. 91	<p><u>3. 抗寄生虫ローション</u></p> <p><u>本品は、ペルメトリン (permethrin) 1.0% (有効成分)、マラチオン (malathion) 0.5% (有効成分)、ピペロニルブトキシド (piperonyl butoxide) 4.0% (有効成分の相乗剤)、イソドデカン (isododecane) 及び推進剤ガス HFA134a を含有する。本品は、小売用の 125ml のプラスチック瓶に入れたもので、更にそのプラスチック瓶は板紙の箱に入っている。瓶と箱の両方に、本品は頭皮のしらみ並びにしらみの卵及び幼虫（頭しらみ）の処理に推奨されるものであり、風通しの良い場所で、髪が乾いた状態で頭皮のみに 1 回使用する旨が記載されている。本品を使用した後は、髪に優しいシャンプーで頭を洗いしらみの卵及び幼虫の死骸を除去する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>		(新 規)
3824. 90	<p><u>18. 電子たばこ用カートリッジ</u></p> <p>(省 略)</p>	3824. 90	<p><u>19. 電子たばこ用カートリッジ</u></p> <p>(同 左)</p>
3824. 90	<p><u>19. 電子たばこ用カートリッジ</u></p> <p>(省 略)</p>	3824. 90	<p><u>20. 電子たばこ用カートリッジ</u></p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>6802. 99</u></p> <p><u>1. ステアタイト（ソープストーン）で作られた箱</u></p> <p><u>本品は、装飾品として使用される。彩色によるモチーフで飾られており、焼成していない。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>（新 規）</p>
<p><u>7308. 30</u></p> <p><u>2. 住宅に使用する鋼製の防犯ドア</u></p> <p><u>本品は、次の部品から成る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>－ 鋼製の外部パネル</u> <u>－ 耐ドリル遮蔽体（anti-drill shield）</u> <u>－ 外部用鋼製組立パネル</u> <u>－ 鋼製のパネル</u> <u>－ 縦方向補強材</u> <u>－ 縦方向補強材及び 3 点錠</u> <u>－ シーリングガスケット</u> <u>－ ハット形の（omega shaped）枠補強用構造体（骨組）</u> <u>－ 木製の内部パネル</u> <u>－ 内部用鋼製組立パネル</u> <u>－ 鋼製縦枠</u> <u>－ 取り外し可能隙間風除けシステム</u> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8435.10 1. Centrifugal juicer</p> <p><u>本品は、産業用の通風型単相同期電気モーターを自蔵する遠心分離式ジューサーであり、商業用（例えば、バー、レストラン、食堂、託児所、診療所、厨房等）に設計されている。本品は、次の技術的特徴を有する。</u></p> <p><u>モーター速度：3,000 回転／分</u></p> <p><u>モーター出力：700 W</u></p> <p><u>アンペア強度：7 A</u></p> <p><u>電気接続：230 V／50Hz</u></p> <p><u>処理能力：1 時間あたり 100／120kg の果物／野菜を処理</u></p> <p><u>くず入れ容積：約 6 l</u></p> <p><u>重量：約 11 kg</u></p> <p><u>寸法：505 mm×235 mm×420 mm</u></p> <p><u>当該機器は、オン／オフボタンを有するステンレス鋼製のモーターユニット、注ぎ口を有するステンレス鋼製のボウル、プラスチック製のフランジ、ステンレス鋼製のかご、フィードチューブ及び排出口を有するプラスチック製の蓋、ステンレス鋼製のおろし板並びにプラスチック製のくず入れから成る。本品は、果実又は野菜のジュースを搾るために使用される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <div data-bbox="504 1045 907 1444" data-label="Image"> </div>	<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8438.60 1. <u>Vegetable preparation machine</u></p> <p><u>本品は、三相電気モーターを自蔵する商業用の野菜調製機であり、次の技術的特徴を有する。</u></p> <p><u>モーター速度：375 回転／分</u></p> <p><u>モーター出力：600 W</u></p> <p><u>電気接続：400 V／50Hz</u></p> <p><u>処理能力：3 時間以下で 1,200 食分を調理する</u></p> <p><u>重量：約 15 kg</u></p> <p><u>寸法：745 mm×610 mm×310 mm</u></p> <p><u>当該機器は、モーターユニット、2つの開口部及び押し出し器を有する供給用ヘッド並びにオン／オフボタンを有する操作パネルから成る。本品は、3mm のスライス用のディスク及び 3mm の中程度のおろし用のディスクと共に提示される。本品は、連続的な食物のスライス、ダイシング、寸断、おろし並びにポテトチップス（フレンチフライ）及び千切り（julienne）の調製に使用される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <div data-bbox="577 938 869 1396" data-label="Image"> </div>	<p style="text-align: center;">（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8438.80</p> <p>1. <u>Emulsifier-mixer</u></p> <p>本品は、<u>三相電気モーターを自蔵する乳化用ミキサーであり、商業用（例えば、病院、レストラン並びに製薬及び化学研究施設）に設計されている。</u>本品は、<u>次の技術的特徴を有する。</u></p> <p><u>モーター速度：1,500/3,000 回転/分</u> <u>モーター出力：950/1,300 W</u> <u>電気接続：230/400 V/50Hz</u> <u>ボウル容積：約 6.6 l</u> <u>重量：約 26 kg</u> <u>寸法：520 mm×280 mm×340 mm</u></p> <p><u>当該機器は、ステンレス鋼製のモーターユニット、取っ手及び蓋付きのステンレス鋼製のスープ鍋型ボウル（ボウルと蓋のスクレーパーを備えたもの）、ステンレス鋼製の切断刃並びにオン/オフ押ボタン及び速度選択スイッチを有する操作パネルから成る。</u>本品は、<u>液状及び半液状の混合食品を調製するために使用される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <div data-bbox="533 962 936 1444" data-label="Image"> </div>	<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p>8516.29</p>	<p>1. <u>ガス電気併用式の暖房機器</u></p> <p>本品は、<u>3つのガス加熱板及び1つの電気加熱管を有する暖房機器である。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>		<p>(新規)</p>
<p>8703.23</p>	<p>3. <u>自動車の構成部品（共に提示され、かつ、組み立ててないもの）</u></p> <p>本品は、<u>1台の完成した四輪自動車を組み立てるための全て部品から成り、シリンダーの容積が2,792立方センチメートルのピストン式火花点火内燃機関を含む。</u></p> <p><u>全ての部品から完成した自動車を組み立てた後、次の作業が行われる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - <u>車体番号の固定化</u> - <u>ブレーキシステムの充電及びブレーキからのエア抜き</u> - <u>ステアリングブースターシステム（パワーステアリング）、冷却システム及び調整システムの充電</u> - <u>ヘッドライトの調整</u> - <u>車輪配置（アライメント）の調整</u> - <u>ブレーキの調整</u> <p><u>通則1、2（a）及び6を適用</u></p>		<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8711.20</u></p> <p>1. <u>モーターサイクルの構成部品（共に提示され、かつ、組み立ててないもの）</u></p> <p>本品は、同一の型式のモーターサイクルの構成部品であり、<u>次のものから成る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - <u>計器盤</u> - <u>シリンダー容積が 124.1 立方センチメートルのピストン式</u> <u>火花点火内燃機関</u> - <u>フレームボディ</u> - <u>燃料タンク</u> - <u>ハーネスワイヤー</u> - <u>座席</u> - <u>かじ取り用のハンドルパイプ</u> - <u>ヘッドライト</u> - <u>前部の泥よけ</u> - <u>フォークトップブリッジ</u> - <u>セット／始動モーター</u> - <u>左右 2 本のフロントフォーク管</u> - <u>2 つの後部クッション</u> - <u>排気消音器（マフラー）</u> <p><u>通則 1、2（a）及び 6 を適用</u></p>	<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="138 274 248 308"><u>9401.61</u></p> <p data-bbox="293 274 441 308">1. <u>腰掛け</u></p> <p data-bbox="344 341 1113 533">本品は、木製のフレーム及び艶消しのアルミニウム製肘掛けを有するプラスチックシート張りの腰掛けであり、音声システム、側面操作パネル及び入出力端子を内蔵している。本品は、DVD、音楽 CD、MP3 又はビデオカセットのプレーヤー、ビデオゲーム用のコンソール又は機器及びテレビジョン又は衛星の受信機とともに使用するのに適する。</p> <p data-bbox="371 564 633 598">通則 1 及び 6 を適用</p> <div data-bbox="526 646 918 1029">  </div>	<p data-bbox="1621 274 1747 308">（新 規）</p>